

令和 7 年度

大津市生涯学習センターにおける飲料用自動販売機の設置に
係る行政財産（建物）の貸付けに関する一般競争入札要領

受付期間

令和 7 年 9 月 9 日（火）から令和 7 年 9 月 1 8 日（木）まで

入札日

令和 7 年 9 月 2 5 日（木）

大津市教育委員会 生涯学習センター

この要領は、大津市生涯学習センターにおける飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に係る行政財産（建物）の貸付けについて、飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札の方法により選定するため、必要な手続きを定めたものです。

入札に参加希望される方は、この要領をよく読み、各事項を承知したうえ、お申込ください。

1 競争入札に付する事項（貸付物件の概要）

自動販売機を設置する施設の名称、所在地、設置場所等

件名	大津市生涯学習センター飲料用自動販売機設置箇所の貸付け
施設の名称	大津市生涯学習センター
所在地	大津市本丸町6番50号
設置場所	大津市生涯学習センター 4階
貸付箇所	設置場所に同じ
設置台数	1台
貸付面積 (※1)	1.32㎡
外形寸法 (※2)	幅1.20m×奥行き0.90m×高さ2.00m以内（自動販売機部分） 幅0.52m×奥行き0.46m×高さ2.00m以内（容器回収箱部分）
最低貸付料	貸付料総額（3年間） 金31,059円
貸付期間	令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

（※1）貸付面積は自動販売機部分と容器回収箱部分の面積を合計した面積とする。

（※2）自動販売機部分の外形寸法には、放熱余地部分を含む、メーター等は含まない。

（参考）

休館日	毎週月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日以降最初に到来する休日でない日）、毎月第3日曜日、12月29日から翌年1月3日まで
開館時間	上記休館日以外の日の 午前9時から午後9時まで ただし、職員の勤務時間は、午前8時40分から午後5時25分まで
生涯学習センター内 職員数及び来館者数	生涯学習センター内職員数：50人 来館者数：令和6年度実績人数 178,752人：平均605人／日
現在生涯学習センターにある自動販売機	今回の入札物件以外なし
設置場所の環境	1階にレストラン有り（営業時間：午前9時30分から午後5時まで） 敷地内全面禁煙 施設内の飲食について、貸室内では原則可能。ただし、その他の場所では禁止。

2 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、大津市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を貸付ける方法により行う。

(2) 貸付期間

貸付物件の貸付期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

なお、この契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものであり、貸付期間の更新は行わないものとする。

(3) 貸付料

入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって貸付料（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

各年度、納入通知書により大津市が指定する期日までに、一括納付すること。

(4) 必要経費

光熱水費の負担については、設置事業者の負担とする。

設置事業者は、自動販売機に光熱水費の使用料を計る専用メーターを設置し、それによる実費を大津市が指定する期限までに全額納入すること。

(5) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものに限る。

ア. 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ. 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。

ウ. 外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア. 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を大津市が指定する期限までに確実に納付すること。

イ. 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、大津市の指示に従うこと。

ウ. 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に大津市と協議を行うこと。

エ. 近隣地域の他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア. 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ. 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ. 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ. 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ. 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応

すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大津市に請求することができない。

(9) 売上実績の報告

設置事業者は、売上本数及び売上金額について、大津市へ年1回報告を行うこと。また、年度終了後は速やかに、売上実績報告書の提出を行うこと。なお、売上実績報告書の様式は任意様式とする。

3 入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 過去2年間に於いて、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。

(3) 個人の場合は大津市に住所を有し、法人の場合は滋賀県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いている者であること。

(4) 入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、大津市建設工事等指名停止基準又は大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア. 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ. 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ. 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ. 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(8) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。
ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3

項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア. 資本関係

(ア)親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ)(ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ. 人的関係

(ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c. 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d. 組合の理事

e. その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ)一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ)(ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(9)市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が本市に存する場合に限る。))、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(10)法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有している者であること。

(11)直近2年間に於いて国(公社又は公団を含む。)又は地方公共団体の施設において、自ら自動販売機を設置した実績を2件以上有していること。

4 入札参加の申込み

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。

※資格確認書類

ア. 一般競争入札参加申込書（様式第1）、誓約書（様式第2）

イ. 役員名簿（様式第2の2）

ウ. 証明書類（発行から3か月以内のもの、写しも可とする。）

（ア）登記事項証明書又は身分証明書

（イ）納税証明書（納期が到来した全ての税目で未納がないことが分かるもの）

a 本店に係る市町村税分（当該市町村発行）

b 支店、営業所等が天津市に存する場合には天津市税分（天津市発行）

c 消費税及び地方消費税分（税務署発行）

※a及びbは直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする。

※法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けていつものにあつては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けている事を証する書面を提出すること。

エ. 実績調書（様式第1の1）

※直近2年間において国（公社又は公団を含む。）又は、地方公共団体の施設において、自ら自動販売機の設置した実績を2件以上記載し、契約実績が証明できる書類（契約書、委託書等）の写しを添付すること。

- (2) 申請者は、第1号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること

- (3) 入札要領の配布及び入札参加資格の審査の申請の期間及び場所は、次のとおりとする。

ア. 受付期間 令和7年9月9日（火）から同月18日（木）まで（天津市生涯学習センターの管理運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ. 受付場所 天津市本丸町6番50号 天津市生涯学習センター 1階事務室
（電話番号 077-527-0025）

ウ. 提出方法 持参により提出すること。

- (4) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (5) 提出された書類は返却しない。

5 契約条項を閲覧する場所

前項第3号に規定する期間及び場所において閲覧に供する。

6 資格確認結果の通知

- (1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和7年9月24日（水）までに入札参加資格がないと認定された者についてのみ、一般競争入札参加申込書に記載のメールアドレス宛に一般競争入札参加不適格通知書により通知する（参加資格のある者についての通知は行わない）。
- (2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第3項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。

7 入札参加資格のない者への理由説明

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、当該通知のあった日の翌日から起算して7日以内に書面により説明を求めることができる。

説明を求める文書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。

8 質問及び回答

公告の内容等に対する質問及び回答は次により行う。

(1) 提出方法等

疑義がある場合は、令和7年9月18日（木）午後3時までに質問書（様式第4）を大津市生涯学習センターへ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、大津市生涯学習センターへ電話連絡すること。質疑項目がない場合は提出不要。

送信先メールアドレス otsu2462@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-527-0025

(2) 回答方法

令和7年9月19日（金）、大津市ホームページ上に回答を掲載するものとする。

9 入札

入札日時 令和7年9月25日（木）午前11時

場所 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター 1階団体連絡室

(1) 入札方法

ア. 入札参加者は、入札書（様式第7）（以下「入札書」という。）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、入札公告にて示した日時及び場所において、提出すること。

イ. 入札者が代理人により入札するとき、代理人は、入札前に委任状（様式第8）を提出すること。

ウ. 郵便による入札は認めない。

エ. 入札回数 予定価格（最低貸付料）を事前に公表しているため、開札の結果、落札者がいない場合でも、原則、再度の入札は行わない。

(2) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（3年間の合計額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札に関する注意事項

ア. 印鑑登録証明書の持参

入札時には必ず印鑑登録証明書（発行から3か月以内。写しは不可）を持参のこと。入札書又は委任状の委任者に押印した印影と同じものであること。

印鑑登録証明書の提出がない場合は入札に参加できない。

イ. 代理人による入札

入札を代理人が行う場合、代理人は、入札開始前に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状に示された代理人の使用印鑑を押印すること。

- (4) 入札説明会
実施しない。

10 入札保証金

大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「契約規則」という。）第5条による。

11 入札の中止

次に該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

- (1) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (2) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (3) 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき。
- (4) 最低貸付料を下回る価格の入札

13 開札

開札は、入札場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせて行う。

前項の場合において、入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせなければならない。

入札者が立ち会わないときは、その結果について、異議を申し立てることができない。

14 落札候補者の決定方法

落札者の決定は、次に掲げる方法によることとします。

- (1) 最低貸付料以上の額かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前号に該当する者が2以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

15 落札者

落札者が決定したときは、直ちにその者の氏名（法人にあっては、その名称）及び落札価格を入札者に知らせるものとする。

16 契約の締結

落札者との賃貸借契約は、次に掲げる方法による。

- (1) 賃貸借契約書（様式第3号）により、令和7年9月30日（火）までに行う。

- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。
- (3) 契約は入札参加者の名義で行うこと。
- (5) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、契約を締結しない。この場合、大津市は一切の損害賠償の責を負わない。

17 契約保証金

契約規則第24条による。

18 落札者の譲渡制限

落札者は、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

18 落札情報の公開

大津市は契約相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）及び契約金額について公表することができる。

問合せ先

大津市本丸町6番50号

大津市生涯学習センター（1階事務室）

電 話(077)527-0025（直通）担当 佐藤

貸付箇所現況写真

設置場所：生涯学習センター4階



生涯学習センター4階見取り図

